

千葉県西部防災センター指定管理者募集要項

千葉県西部防災センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 千葉県西部防災センター

(2) 所在地 松戸市松戸558-3

(3) 施設の沿革、役割等

火災・地震・暴風雨などの災害の疑似体験等を通して、広く県民に対し防災意識の普及・啓発を図る展示・体験学習施設として、また、大規模災害時における応急資機材の備蓄及び搬送基地としての機能を備えた施設として、平成10年6月に開館しました。

また、大規模災害時において、市町村災害ボランティアセンターが設置困難な場合には、西部防災センターに、災害ボランティアのマッチングや派遣が行われる東葛飾広域災害ボランティアセンターが設置されます。

さらに、災害発生時における被害を最小限に抑えるためには、自助・共助の取組が重要であることから、これらの取組を促進し県内全域における地域防災力の向上を図る防災啓発の拠点としての役割を担っていく必要があります。

(4) 施設概要（詳細は参考資料を参照）

敷地面積 10,000㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て

延床面積 3,189.40㎡（その他附属棟（車庫）42.77㎡）

駐車場 一般車両 12台、身障者用 1台、大型バス用 4台

施設等

【展示・体験施設】

ホール展示、視聴覚室、地震体験室、風水害体験室、消火体験室、応急救護体験室、煙内通路避難体験室、総合テーマ室、防災資料室 など

【防災関係施設】

備蓄倉庫、搬出入プラットフォーム、トラックヤード、会議室、宿泊室、浴室、自家発電設備、防災用井戸、防災広場（多目的利用可能な芝生広場であり、緊急時ヘリコプター離発着可能） など

(5) 開館時間及び休館日等

開館時間 午前9時から午後4時30分まで

休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）

年末年始（12月28日から1月4日）

(6) 施設利用者数

（単位：人）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
32,659	35,298	39,766

(7) 収支状況

平成27年度～平成29年度の状況

別紙のとおり

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ア 災害及び防災に関する資料の収集、展示及び提供並びに防災資料室の利用に関する業務
- イ 防災体験学習の受付、案内・解説・指導助言、安全管理に関する業務
- ウ 施設の広報・周知、ホームページ等の開設・管理に関する業務
- エ 千葉県西部防災センターを拠点に県内全域において自助・共助の取組を促進する防災啓発事業
- オ その他千葉県西部防災センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 施設等の管理に関する業務

- 千葉県西部防災センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- なお、備蓄倉庫内の防災資機材等の管理業務は除きます。

(3) その他の業務

- ① 大規模災害発生時における備蓄物資の搬送基地運営の補助業務等
 - ※ 閉館時の開錠、建物の管理、その他本県職員の要請する補助的業務などです。
- ② 大規模災害発生時に、県が東葛飾広域災害ボランティアセンターを設置した場合の補助業務等
 - ※ 閉館時の開錠、建物の管理、その他本県職員の要請する補助的業務などです。

(※) 留意事項

- ・平成31年3月31日以前において、既に来館予約のあったものについては、原則として現在の受付案内業務を受託している業者から引き継いでください。
- ・自動販売機等に係る行政財産使用許可に関する業務は県が行うので、指定管理業務には含まれません。
- ・指定管理者は、施設における事故の発生に備えて、次の保険に加入してください。

【施設賠償責任保険】

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

対人賠償 1名につき 1億円以上

1事故につき 3億円以上

対物賠償 1事故につき 2千万円以上

【レジャー・サービス施設費用保険】

不測の事態により利用者が転倒した場合等、偶然の事故により利用者が怪我をした場合など、被保険者の賠償責任がなくても補償される保険にも加入してください。

3 業務の基準

(1) 千葉県西部防災センターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 千葉県西部防災センター設置管理条例、千葉県西部防災センター管理規則
- ② 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ③ その他関連法規

なお、指定管理者が千葉県西部防災センターの利用者に対して行う許可その他の

処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

- (2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、千葉県西部防災センターの施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は千葉県西部防災センターの設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。
- (3) 千葉県西部防災センターの管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (4) 千葉県西部防災センターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（千葉県西部防災センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）
- (5) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (6) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、千葉県西部防災センターの管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。
- (7) 指定管理者が行う千葉県西部防災センターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (8) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (9) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。
- (10) 千葉県西部防災センターの非常用発電機に係る地下タンク貯蔵所（軽油、最大3,000ℓ）について、危険物貯蔵所として必要な危険物取扱者免状（甲種又は乙種第4類）所有者を配置すること。
- (11) 甲種防火管理者を配置すること。
- (12) 業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせないこと。ただし、機器の保守など個々の具体的な業務については、第三者に委託することができること。
- (13) 施設の利用料は無料であり、臨時的にも利用料を徴収できないこと。

- (14) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県西部防災センター管理業務仕様書によること。

4 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 千葉県内に事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応をとれる体制を有すること。）を置く、又は置こうとする法人又は団体。
- ② 管理開始までに、危険物取扱者免状（甲種又は乙種第4類）所有者を配置できること（グループで応募する場合は、代表又は構成団体となる法人等いずれかから1名配置できること）。
- ③ 管理開始までに、甲種防火管理者を配置できること（グループで応募する場合は、代表又は構成団体となる法人等いずれかから1名配置できること）。
- ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ⑤ 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

千葉県西部防災センターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで

必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（直近1年間）
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ⑧ 本要項5応募（1）①～⑧の全てを満たす旨の宣誓書（様式第2号）
 - ⑨ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）
- (4) 提出部数
提出部数は、正本1部、副本14部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費

- (1) 事業計画・収支計画

現在の税制改正関連法の下では、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税にかかる税率（以下「消費税率」という。）が10%に引き上げられることとなっている

ため、提案にあたっては平成31年4月から9月までは消費税率8%、平成31年10月以降は消費税率10%で策定してください。

(2) 千葉県の負担

管理業務に係る千葉県負担については、以下の参考金額以内として申請してください。

なお、以下の参考金額についても、消費税率の引上げを考慮した額としています。

今後の法改正により消費税率が予定どおり10%に引き上げられない場合には、別途協議により、消費税率10%での収支計画を基に、実際の消費税率を踏まえて、所要の調整を行ったものを協定金額とします。(消費税率の引き上げが延期された場合、引き上げまでの間の消費税率を8%に調整した金額を協定金額とします。)

(参考金額)

平成31年度	84,080千円(9月まで消費税8%、10月から10%)
平成32~35年度	84,852千円(消費税10%)
合 計	423,488千円

(3) 危険負担

上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表(別記)のとおりとします。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 平成30年10月22日(月)から平成30年10月31日(水)まで
- ②受付方法 質問書(様式第6号)に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

FAX 043-222-5208 E-Mail bousai9@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を平成30年10月26日(金)の正午までに連絡してください。

- ①開催日時 平成30年10月29日(月) 午後2時から2時間程度
- ②開催場所 千葉県西部防災センター 会議室
- ③連絡先 千葉県防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班 TEL043-223-3405

10 申請書提出先及び提出期間

- (1)提出先 千葉県防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班(県庁中庁舎6階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-3405
- (2)提出期間 平成30年11月6日(火)から平成30年11月20日(火)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1)提出された提案書類をもとに審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、

指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。

(2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所については申請者に後日連絡します。

(3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類（上記6、(3)関係書類、様式第3号以下）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。また、県ホームページ等により公表します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は平成31年2月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

平成30年	10月22日（月）	募集要項公表・配布開始 質問事項受付開始
	10月29日（月）	現地説明会
	10月31日（水）	質問事項締切
	11月6日（火）	申請書受付開始
	11月20日（火）	申請書提出期限
	11月下旬	プレゼンテーション 外部有識者からの意見聴取
	12月上旬	選定委員会で候補者の審査・選定
	12月中旬	選定結果の通知
平成31年	3月	指定管理者の議決（2月定例県議会）
	3月	指定管理者の指定
	3月	協定書の締結 管理業務の引継ぎ
平成31年	4月1日	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募（1）⑧」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

千葉県防災危機管理部防災政策課
地域防災力向上班 担当者 尾崎
TEL:043-223-3405 FAX:043-222-5208
E-mail bousai9@mz.pref.chiba.lg.jp

別紙

収支状況

(単位：円)

項目		平成27年度 実績額	平成28年度 実績額	平成29年度 実績額	備考
収入	指定管理料収入	—	74,600,000	74,520,000	
	その他収入	—	0	0	
	合計	—	74,600,000	74,520,000	
支出	人件費	—	22,257,606	23,818,194	総括責任者及び事務職員
		—	16,382,067	16,753,253	受付・案内業務職員
	消耗品費	515,797	474,670	421,360	
	修繕費	1,702,052	1,587,474	1,801,747	100万円未満の施設修繕
	光熱水費	6,414,802	4,616,975	4,645,674	電気料金
		1,024,104	698,828	730,317	水道料金
		2,357,252	812,603	378,759	ガス料金
	責任保険料	—	34,755	55,970	施設賠償責任保険
	利用料・賃借料	463,620	531,515	549,854	電話料金、BGM賃借料 等
	備品購入費	1,296,668	1,244,411	419,154	
	広報費	813,457	2,169,357	1,273,936	パンフレット製作 等
	環境整備費	—	857,484	855,003	通信環境整備 等
	委託料	15,984,000	0	0	受付・案内業務
		8,602,524	7,938,000	7,398,652	展示施設等保守点検業務
		3,955,176	4,060,800	4,671,000	清掃業務
		2,538,000	1,674,000	1,738,800	植栽管理業務
		1,490,400	1,414,800	1,547,640	空調設備保守点検業務
		248,400	270,000	270,000	消防設備等保守点検業務
		648,000	751,680	751,680	エレベーター保守点検業務
		183,600	183,600	216,000	公共建築物定期点検業務
		54,000	54,000	54,000	地下オイルタンク定期点検業務
131,643		244,526	298,170	一般廃棄物収集運搬処理業務	
311,040		311,040	336,960	警備業務	
—		403,488	403,488	自家用電気工作物保安業務	
3,393,252		1,360,272	383,400	その他(システム・映像製作業務、環境衛生検査業務 等)	
一般管理費	—	4,803,468	4,657,431		
合計	52,127,787	75,137,419	74,430,442		

(注1) 平成27年度は県の直営です。

(注2) 受付・案内業務に係る費用について、平成27年度は「委託料」に、平成28年度以降は「人件費」に含まれています。

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件あたり修繕費が概ね100万円未満のもの）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件あたり修繕費が概ね100万円未満のもの）		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○